



健康・福祉・介護のひろば

問合せ 健康福祉課 ☎66・3111 健康担当124・128 福祉担当134・135 介護保険担当133 地域包括支援センター132

紙おむつの支給をしています

在宅で生活していて、常時紙おむつを必要とする高齢者等に紙おむつを配達します。

◆対象となる方 次の①～③の全てに該当する方

- ①町内に住所がある方
- ②在宅で常におむつを必要とし、かつア～エのいずれかに該当する方
 - ア 要介護3以上で、介護保険料所得段階が第1段階から第3段階までの方
 - イ 身体障害者手帳の肢体不自由1級又は2級に該当する3歳以上の方
 - ウ 身体障害者手帳のぼうこう又は直腸の機能障害に該当する3歳以上の方
 - エ 療育手帳のA・Aの障害に該当する3歳以上の方
- ③市町村民税非課税で町税等に滞納がない方

◆申請

紙おむつの支給を希望される方は健康福祉課に申請してください。

※既に紙おむつの支給を受けている方は申請の必要はありませんが、ごみ袋の支給については申請が必要となります。

◆支給方法

紙おむつの支給は、町が委託した業者が各家庭に配達します。また、紙おむつの支給は1か月あたり3,000円に消費税を加算した額が支給の限度となりますので、その金額を超える場合は、自己負担となります。

問合せ 健康福祉課 ☎66・3111 (障がい者分) 福祉担当 内線134、135
(要介護認定者分) 地域包括支援センター 内線132、133

指定有料ごみ袋を支給します！！

子育て家庭の応援、少子高齢化対策として、紙おむつ排出用ごみ袋（指定有料ごみ袋）を支給します。

対象者 ・0歳から3歳の誕生月までの乳幼児
・町の「紙おむつ支給事業」の対象者

支給枚数 1人につき可燃ごみ20ℓ袋（中型）を1月5枚、年間60枚

配付方法 健康福祉課窓口及び多世代ふれ愛ベース長瀬で配付します。

持参するもの 乳幼児での対象の方は、町から配付された支給カード
町の「紙おむつ支給事業」の対象の方は町から事前に郵送された申請書

問合せ 健康福祉課福祉担当 ☎66・3111 内線134、133

更生相談

身体障害者の更生援護に必要な専門的な知識・技術についての相談及び指導を実施しています。補装具の処方及び適判定、施設入所の判定、その他医療相談を無料で受けることができます。

(手足・体の障害の相談)

【熊谷児童相談所】

- ・ 4月12日(月) ・ 6月14日(月)
- ・ 7月12日(月) ・ 9月13日(月)
- ・ 11月 8日(月) ・ 12月13日(月)
- ・ 1月17日(月) ・ 3月14日(月)

【秩父福祉事務所】

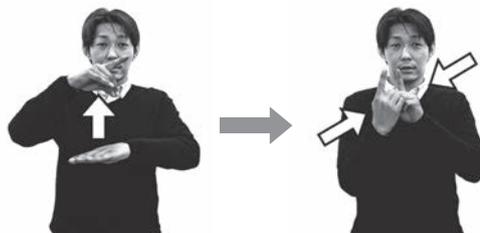
- ・ 5月25日(火) ・ 8月24日(火)
- ・ 11月16日(火) ・ 2月15日(火)

予約制ですので、早めに健康福祉課へご連絡ください。

問合せ 健康福祉課福祉担当
☎66・3111
内線135

簡単な手話を覚えましょう【第13回】

「はじめまして」の手話表現



左手甲に伏せて重ねた右手を引き上げながら、人差し指を残して4指を握ります。
この表現には「初めて」という意味があります。

次に、立てた両手人差し指を前後に向かい合わせ、同時に近づけます。この表現には「会う」という意味があります。



動画はこちらから

協力：ちちぶ広域聴覚障害者協会

問合せ 健康福祉課福祉担当 ☎66・3111 内線134